

議会基本条例検討協議会（第29回）

平成25年 9月12日（木）

場 所： 委 員 会 室

1 議会基本条例案に対する市側からの意見について（資料1、2）

2 その他

午後1時00分 開会

1. 議会基本条例案に対する市側からの意見について

【河崎会長】 資料について事務局から説明する。

※事務局次長から配付資料について説明。

【河崎会長】 本日は、残っている第13条について協議を進めたい。この件は、8月29日の本協議会で、一問一答方式に反問権を認めるという条件付きの反問権で市側の意見を再度聞くという話と、大和クラブが一度会派に持ち帰りたいという話があった。まず事務局に市側の意見の報告を求める。

【事務局次長】 前回の本協議会で、第13条について、「仮に本協議会の意見の一致が図れず、第13条削除という結果になった場合、削除すると反問権もなくなるがよいのか市側に尋ねるべき」との意見があった。

これを受けて事務局で市側に確認したが、「一般質問について条例に規定するならば反問権について検討してほしいという趣旨であり、今現在、反問権をどうしてもほしいという話ではない」というような回答をもらっている。その辺を踏まえて検討をお願いしたい。

【河崎会長】 大和クラブはどうであったか。

【古谷田委員】 議会基本条例は議会改革ということで制定する以上、議会と市側に同じ権利を持たせるべきで、反問権を一問一答方式のみに制限することは、前向きに議会改革を行おうとする中でそこだけ後退している部分が見える。一問一答方式だけでなくすべてにおいて反問権を認めるべきである。

【河崎会長】 多くの委員が無条件の反問権を規定したいが、全会一致にならないので条件をつけざるを得なかった。大和クラブが条件つきなら削除と打ち出したので、そこについて再度検討をお願いしている。

ただ今、傍聴と写真撮影の希望があった。写真撮影は委員会では基地対策特別委員会などで冒頭だけ撮っていただく形で行ってきているので、冒頭で写真を撮ってもらうことにしたいがどうか。

全 員 了 承

【河崎会長】 暫時休憩する。

午後1時07分 休憩

午後1時08分 再開

【河崎会長】 再開する。

第13条削除か条件つきかで協議してきてもらうことになっていたが、どちらか。

【古谷田委員】 大和クラブは、一般質問に対して条件なしの反問権であり、それができなければ削除である。

【河崎会長】 全会一致でやってきたが、現条文ではどうしても承服できないという会派があり、このままだと第13条は削除となる。県内で議会基本条例を制定している他市

議会の条文では、趣旨確認が4市で、反問が2市というところで、市民説明会を控えこの辺りの説明に大変困る。他委員はどのように考えるか。

【赤嶺委員】 この条文が削除となると、議会基本条例の一つの柱である反問権が消失してしまう。そうなればそもそも議会基本条例が機能するのかとの話になる。他委員の意見を聞きたいが、反問権のない基本条例を成立させるべきか。

【河崎会長】 議会基本条例をなぜつくるかというところでは、二元代表制のもとで議会が持つ権能を強化する、議会の提案能力を強化する、住民の代表として市民と意見交換する場をきちんと設ける、議員間討議、そのようなところが狙いである。加えて市側とも十分な議論を議場で展開するという意味で、市側の反問は欠かせないのではないかと一般論として言われているが、赤嶺委員の意見はその中の一つである反問が全くない、趣旨確認もない条例を成立させるべきかという大変大きな問題提起である。このことも含めて第13条について意見をもらいたい。

【二見委員】 大和クラブの、一問一答方式に限り反問を規定することは後ろ向きという意見がよくわからない。むしろ前に進んでいる。赤嶺委員の話のように対外的にはみっともない条例になってしまうので、制定しないこともありなのかと思う。

【井上委員】 市長からの要望にも一問一答で質問することに反問権を加えることによって議論が深まるとの趣旨があり、現条文には市長の要望も入っており、現状より議会改革を一步でも進めるのなら、規定してしかるべきである。もともと大和クラブと同じ考えだったが、本協議会は全会一致が原則なので、ぎりぎりのラインで妥結した。第13条は一番長く議論した。そこを削除した条文を表に出すのであれば、30回ほどの議論を重ねた結果、議会基本条例を制定しないという選択肢もあると思う。基本的に第13条は残したい。どこかで折衷案を探さないと進んでいかない。

【河崎会長】 大波委員、窪委員は反問権に反対であったが、妥協点を探り合意に持っていくため、条件つきで譲歩してもらった。大和クラブの条件つきなら削除との主張は、他会派の努力を踏みにじるものでもある。

【山田委員】 議論を深めるという意味で反問権はあってしかるべきである。一問一答方式は一つの課題に対して議論を重ねて結論を出すとの手法で、そういう中では市側の反問は必要である。議会改革ということでこれまで進めてきたので、なんとか合意できればよいと考えているが、第13条が削除だと条例そのものをなくしてしまうのはどうか。今後条例を運用していく中で改革があると考えているので、条例を制定し運営をどうやっていくかをしっかり討議しながら進めていきたい。

【河崎会長】 議会及び議員の自主管理基準として定めるものなので、条例自体をなくすのはどうかというのはそのとおりでと思う。

【窪委員】 今の一般質問の方法で別に支障はきたしていない。一問一答方式で反問権を認めるのなら、そういう手法をとる方にはよいと考え反対はしなかった。議員は行政機関に対して市民の立場で監督する、提案するという立場であり、市長からどうしますかと聞かれる筋合いはない。一般質問に反問権を認めること自体が、一般質問の位置づけという関係の中でどう考えているのかと思う。今の一般質問の方法で全く支障はない。

【大波委員】 今まで一括質問でやってきたし、何の問題もないと思ってきた。ただ、現在の議会改革の中で、一問一答方式がよいとの意見があったので、それならばそれに対する反問はしょうがないと妥協点を探った。それが駄目なら削除しかない。

【山本委員】 当初、議会基本条例はあってもなくてもという立場であったが、協議により合意ができていく過程に意味があると考え、議会基本条例はつくっていくべきと考えていた。つくるのであればさすが大和市と言われるものかと思いいろいろ提案したが、全会一致の賛同を得られたものは少なかった。だからといって議会基本条例はなくすべきではないとの立場で参加してきた。第13条について、現状でも市長は反問をしてきている。市長がこういう具体例があると述べ、それに対しそういうときはこうすればよいということを述べた事例がある。今議会基本条例をつくらなくても、現状の運用でも市長は反問しているという意味ではつくらなくてもよいのではとも考える。今は議会基本条例がなくてもできなければならないことができていない部分があるので、そこをしっかりとやらしてもらいたい。例えば市長の答弁がまともなものになっていないのは基本条例をつくる以前の問題である。

【河崎会長】 川崎市議会の条例には、市長は誠実に答弁しなければならないという条項が入っている。

【中村副会長】 反問権は多くの議会基本条例で柱になっているものの一つである。しかし、その規定がないから基本条例をなくすのかといえば、それは少し違うのではないか。二元代表制を宣言していること、「議会が市の意思決定を行う」と明記していること、政策形成に関して組織をつくることができると規定していること、行政評価を行うことができると規定していること、議長選出に関して透明性を図ることを規定していること、事務局の機能を強化して法制的な意味でサポートすると規定していること、議会の予算を確保することを明確にしていることなど、かなり前進したところはある。この議会基本条例をまずはしっかりと成立させ活用することである。全会一致という以上こういう条例にならざるを得ない。これが今の大和らしい議会基本条例ではないか。

大和クラブの説明は納得できない。百でなければ積み上げて7割ぐらいまできていることを全部ひっくり返すことは理解できない。大和クラブの反対でこの条文はなくなる。市民説明会などでは、しっかりと責任をもって説明してもらいたい。

【窪委員】 市長は反論することはできる。市長がそれは違うと反論することは大いに結構である。一般質問では、市長が反論することは保障されているという捉え方である。

【河崎会長】 各会派の意見を受けて、古谷田委員の意見はどうか。

【古谷田委員】 会長、副会長の努力はわかるので断腸の思いではあるが、大和クラブは第13条が一問一答方式を行うときのみ反問権ということには合意できない。すべての一般質問に対し反問権を認めることが大和クラブの総意である。

【河崎会長】 無条件の反問権としたい会派はその方向に向かっての第一歩と考えており、そこを会派内で協議してほしいとのことであった。

【古谷田委員】 協議した結果、条件つきは認められないということである。

【河崎会長】 強硬に反対する会派がある以上、第13条は削除という結論にならざるを得ない。

【大波委員】 やむを得ない。

【中村副会長】 そのような取り決めであるのでしょうがない。

【河崎会長】 今後の市民への説明会、パブリックコメントを通して、全体的に再度協議することにはなると思うが、議長に報告する案文としてはこれで一度確定ということで結論を出させてもらおう。

2. その他

【河崎会長】 その他について、市民説明会について、事務局から資料を配付する。

※事務局から資料を配付。

【事務局次長】 この資料は、8月30日の本協議会で市民説明会について協議された内容を基に、その結果を記載したものである。未確定の部分もあるので、素案として確定してもらいたい。

※事務局次長から、実施日、集合、会場、次第、役割について説明。

【河崎会長】 次第だが、③条例案の説明の前に、なぜ議会基本条例なのか、全国的な傾向などを会長から話をすると理解していた。

【赤嶺委員】 「会長による概要説明」と入っている。

【河崎会長】 条例案の説明の中に入っているのでも、本条例案の概要説明ととれる。別にしてもらいたい。③として、議会基本条例の説明とか、なぜ今議会基本条例なのかとか、そういう次第とし、④を条例案の説明として、概要説明及び各条文の説明でよろしいか。

【窪委員】 それでよい。

【大波委員】 それでよい。

【河崎会長】 記録は赤嶺委員にお願いしていたが、写真もであったか。

【議事担当係長】 赤嶺委員が万一欠席となった場合に備え、副担当も置いてもらいたい。意見などの要点記録に加え、様子などの写真を撮るといった記録もあると思うので、3名として1名欠となってもなんとかできるようにできないか。

【河崎会長】 条文の説明も決めていかなければならない。

【中村副会長】 条文の説明は担当する。

【河崎会長】 一人で全部やるか。

【中村副会長】 全部はやらない。

【大波委員】 全部やればよいのではないか。

【河崎会長】 皆でつくったので、皆が出ていったほうがよい。

【窪委員】 副会長が基本的に説明して、補足がある委員が補足すればよいのではないか。

【河崎会長】 パワーポイント作成は二見委員だが、当日は手があくのではないか。

【山田委員】 操作しなければならない。

【河崎会長】 操作は事務局ではないか。

【事務局次長】 押すだけであり議員でお願いしたい。

【河崎会長】 説明しながら押すこともできる。

【大波委員】 副会長の説明に合わせて押せばよい。

【河崎会長】 大波委員は記録をお願いできるか。

【大波委員】 写真を担当する。

【河崎会長】 記録・写真は赤嶺委員と大波委員で、窪委員はどうか。

【大波委員】 窪委員は話してもらったほうがよい。

【窪委員】 皆の意図する方向と違うことを話してしまうかもしれない。

【河崎会長】 条例案説明は副会長と、古谷田委員はどうか。

【古谷田委員】 担当する。

【河崎会長】 山本委員もどうか。

【赤嶺委員】 山本委員は記録でお願いしたい。VOICEレコーダー等使い慣れている。

【山田委員】 受け付けはどうするか。

【井上委員】 特に住所氏名を書いてもらうわけではない。

【窪委員】 資料は渡さなくてはならない。

【河崎会長】 皆で随時行うこととしたい。質疑応答は自信のある部分を挙手で答弁することとしたい。また、前回述べたが、質問がある方にポストイットで出してもらう形にして、傾向をまとめて答えるやり方がよいと思う。条文案の説明と質疑応答の間に10分ほど休憩をとり、その間にポストイットでなく紙でもよいので書いて出してもらうことでよいか。

【大波委員】 それでよい。

【河崎会長】 それを見てそれぞれで答える部分を決める。

【大波委員】 回答者の名乗り出がなかった場合の責任者は会長でよいか。

【河崎会長】 質問を振る責任として、過去の会議録はチェックしておく。

次に【チェックリスト】以下について、事務局に説明を求める。

※事務局次長からチェックリスト、議会事務局準備部分について説明。

【河崎会長】 チラシについて赤嶺委員から説明をお願いします。

【赤嶺委員】 2案作成した。記載されている内容は前回の協議会で決定されたものである。1案目は中心に説明が書かれ、2案目は説明を少し左側に寄せてそこに写真を添付している。写真があるだけで大分イメージが変わる。

【河崎会長】 文章は同じで少しレイアウトが違う。2枚目のチラシの説明の横に入れた写真は副議長か。

【議事担当係長】 正副議長の写真である。確認はとってある。議長から使うことはよいが、意味がわかるのかとのコメントはあった。

【窪委員】 1枚目のチラシのほうがすっきりしている。

【中村副会長】 同意見である。

【井上委員】 1枚目のほうがよい。

【河崎会長】 ほかに意見がなければ1枚目のチラシで進めてもらうこととしたい。

【事務局次長】 2点確認をお願いしたい。上部の写真であるが、議員が背中を向けており、市側の顔が載っている。議長の顔も文字で隠れている。1行目の文字と2行目の文字を離れたほうがよいのではないか。

また、主催者の記載を入れたほうがよいのではないか。

【河崎会長】 副題の「大和市議会基本条例案市民説明会」を写真の下あたりに持ってきてはどうかとの意見か。

【事務局次長】 下でもよいし、少しずらしてもらってもよい。

【窪委員】 要するに議長の顔がわかるようにということか。

【事務局次長】 そうである。

【大波委員】 文字が見えにくい。

【赤嶺委員】 写真を大きくするということか。

【窪委員】 副題を若干下にずらして、議長の顔が見えるようにするということではな

いか。それでよいのではないか。

【中村副会長】 そうすると登壇している宮応議員が隠れる。

【窪委員】 別に構わない。

【大波委員】 それはしょうがない。

【中村副会長】 もっと下のほうに持っていったらどうか。

【河崎会長】 写真の下にして、文章をもう少し下に持っていったらどうか。

「大和市議会基本条例案」と「市民説明会」の字体を変える、間を空けるなど、また「市民説明会」と大きく出ているほうがよい。そのように作り直してもらふことと、主催は大和市議会として、日時の上に入れてもらうことでどうか。

【山本委員】 会場の下でよいのではないか。

【赤嶺委員】 下とはどこか。

【河崎会長】 【日程】をとってもらい、日時、会場、主催の順でお願いしたい。

【赤嶺委員】 変更追加はするが、変更後に文字がずれたりバランスが悪くなったりすることがある。以降は一任をお願いしたい。

【河崎会長】 了解した。

【窪委員】 よろしくをお願いしたい。

【山本委員】 説明文で「条例案がまとまりました」とあるが、逐条解説にはふれなくてよいのか。

【河崎会長】 普通、そこまで記載しない。

次にパワーポイントの作成であるが、「なぜ今議会基本条例なのか」の部分ではパワーポイントをつくろうと考えているが、二見委員にも今後作成をお願いしたい。

次にプレスリリースの状況はどうか。

【中村副会長】 案文は既にあるが、時期を確認したい。

【議事担当係長】 本日確定した案の議会での共有を経て、対外的に発表となるので20日あたりを想定している。

【河崎会長】 議会事務局準備では、アンケート用紙の準備があるが、先ほどの質問用紙もA4で「質問事項」と書いてもらい、書きやすいような点線を入れておいてもらいたい。

市職員あて参加呼びかけメールとあるが、結構来ることが想定されるか。

【事務局次長】 周知はするがどのくらい来るかはわからない。

【大波委員】 部長級は来るのではないか。

【河崎会長】 各委員も周辺に声かけはしてほしい。

【赤嶺委員】 想定は何名か。

【大波委員】 120名くらいは参加できる。

【井上委員】 会場は、300名ほどは入る。

【河崎会長】 事前申し込みではないので、どのくらい来るのかはつかみどころがない。

【中村副会長】 自治会長には議長名で封書を出すので、来てくれるのではないか。

【井上委員】 宣伝はするが、集まらなかつたらそれが今の現実ということである。

【河崎会長】 まず努力はしたい。

リハーサルは10月2日でよいか。

【事務局次長】 9月26日と10月2日ということであった。

【中村副会長】 9月26日は何を想定しているのか。

【議事担当係長】 9月26日との話が前回出ていたが、最終日の本会議終了後なので、時間的には厳しい。10月2日に集中的に行うのであれば、9月26日は開催しないこととしてもらえばよいのではないか。

【山田委員】 今行った市民説明会の打ち合わせをするとのことであった。

【河崎会長】 本日举行うことができたので、26日は時間的にも厳しいので開催はしないこととしたい。10月2日の13時から15時でリハーサルを行いたい。

【赤嶺委員】 先ほどの役割の部分だが、会長が会議録を全部読んでふさわしい委員を指名するという話だったが、それは大変である。10人いるので各委員に分担したほうがよいのではないか。

【河崎会長】 それでは事務局で案をつくってもらえるか。

【議事担当係長】 条文の説明についてか。

【河崎会長】 質疑があったときに、何条については誰が応答するかである。

【議事担当係長】 前文と各章でちょうど10である。

【河崎会長】 それで割り振ってもらえるか。

【大波委員】 1人1章責任を持つということである。

【事務局次長】 得意不得意があると思うので、できれば希望を出してもらいたい。

【河崎会長】 議運がある18日までに希望を出してもらい、会長と事務局で調整したい。ほかに何かあるか。

【事務局次長】 条例の施行日であるが、どのようにするか。

【河崎会長】 この場で決めてよいか。

【事務局次長】 市民に示すことになるので、案として施行予定日は示したほうがよい。

【河崎会長】 12月定例会での成立を見込んでいるので、平成26年1月1日となるか。定例会は年単位ということもあり、施行日は平成26年1月1日とすることでよいか。

全 員 了 承

【河崎会長】 18日の代表者会で報告して、そのあと全員協議会で説明するのはいつになるか。

【事務局次長】 当日を予定している。

【河崎会長】 その日に全員協議会があることを至急に知らせてもらう必要がある。

【議事担当係長】 本市議会の場合、代表者会で議長が諮問して全協の開催を決定している。周知方法は悩むが、各会派から代表で委員が参加しているので、所属議員に全協の可能性があると各委員から伝えてもらいたい。

【河崎会長】 正式に通知ができない状況であり、18日は9時から代表者会、そのあと議運がある。おおよそ11時くらいから全協がある旨、各会派で伝えてもらいたい。

【赤嶺委員】 全協で議員から質問が出た場合、誰が対応するのか。

【河崎会長】 正副会長になると思う。

ほかになければ以上で終了する。

午後2時10分 閉会